

富士河口湖町自殺対策推進計画

2018（平成30）年度～2022（平成34）年度

2018（平成30）年3月

富士河口湖町

はじめに

国においては、2006（平成18）年に「自殺対策基本法」の施行、2007（平成19）年に「自殺総合対策大綱」の策定が行われ、自殺は広く社会の問題として認識されるようになりました。2016（平成28）年には「改正自殺対策基本法」が施行され、2017（平成29）年には自殺総合対策大綱が見直されるなど、自殺対策に関する一連の法律等が整備されてきているといえますが、全国的な自殺者数は年間2万人を超える水準で推移しており、更なる自殺対策の推進が必要です。

本町においては、2013（平成25）年以降、自殺者数は減少傾向にあります。富士山原生林及び青木ヶ原樹海をはじめとする自殺が多発する地域を有することから、自殺死亡率は全国的にみて高い状況にあります。

このような状況のなかで、本町においても、自殺に対する総合的な取組は必要不可欠であるため、この度、国や本町の状況を踏まえて「富士河口湖町自殺対策推進計画」を策定いたしました。本計画では、「安心した生活を享受でき、誰も自殺に追い込まれないまち」を基本理念とし、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、各種自殺対策に関する施策を総合的・効果的に展開してまいります。

計画の推進にあたりましては、行政だけではなく、町民、地域、関係団体等との協働により推進していくことが必要と考えておりますので、今後も皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、慎重な審議を頂きました富士河口湖町自殺対策推進計画策定委員会の皆様をはじめ、関係機関の皆様、アンケート調査等を通じて貴重なご意見、ご提言を賜りました町民の皆様に、心から感謝を申し上げます。

平成30年3月

富士河口湖町長 渡辺喜久男

目次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格と位置付け	2
3 計画の期間	2
第2章 自殺の現状と課題	3
1 統計データに見る現状	3
(1) 自殺者数（住所地）	3
(2) 自殺死亡率（住所地）	4
(3) 自殺者数（発見地）	5
(4) 自殺死亡率（発見地）	6
2 地域自殺実態プロファイル	6
3 アンケート調査結果	7
(1) 調査概要	7
(2) 調査結果（抜粋）	8
4 自殺対策の課題	14
(1) 子ども・若者を対象とした自殺対策の推進	14
(2) 無職者・失業者や生活困窮者を対象とした自殺対策の推進	14
(3) ハイリスク地対策の推進	14
(4) 自殺対策に関する理解の促進	14
(5) 相談窓口体制の充実	14
第3章 計画の基本的な考え方	15
1 基本理念	15
2 施策の体系	15
3 数値目標	16
第4章 自殺対策の取組	17
1 基本施策	17
(1) 地域におけるネットワークの強化	17
(2) 自殺対策を支える人材の育成	18
(3) 住民への啓発と周知	19
(4) 生きることの促進要因への支援	20
(5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育	22
2 重点施策	23
(1) 子ども・若者対策	23
(2) 生活困窮者対策	25
(3) 無職者・失業者対策	26
(4) ハイリスク地対策	27

第5章 計画の推進体制.....	28
1 計画の評価・検証.....	28
2 県・近隣自治体・町民・関係団体・事業所等との連携	28
3 取組主体ごとの役割.....	28
(1) 町の役割	28
(2) 町民の役割	28
(3) 事業主の役割.....	29
(4) 自殺対策関係機関の役割	29
4 自殺対策に関わる調査・研究の実施	29
資料.....	30
1 富士河口湖町自殺対策推進計画策定委員会要綱.....	30
2 富士河口湖町自殺対策推進計画策定委員会 委員名簿	31
3 富士河口湖町自殺対策に関する条例（平成30年富士河口湖町条例第3号）	32

第 1 章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

国においては、2006（平成18）年に施行された「自殺対策基本法」に基づき、国が推進すべき自殺対策の指針として、2007（平成19）年に「自殺総合対策大綱」を策定し、自殺対策を総合的に推進してきました。その結果、これまで「個人の問題」として認識されがちであった自殺は、広く「社会の問題」として認識されるようになったといえます。また、1998（平成10）年以降年間3万人超と高止まりしていた年間自殺者数は、2010（平成22）年以降7年連続で減少し、2015（平成27）年には1998（平成10）年の急増前以来の水準となりました。しかし、依然、自殺者数は年間2万人を超える水準となっており、非常事態はいまだに続いているといえます。

このようななかで、2016（平成28）年4月に改正自殺対策基本法が施行され、市町村は、「自殺総合対策大綱」及び「都道府県自殺対策計画」並びに地域の実情を勘案して、「市町村自殺対策計画」を策定するものとされました。また、2017（平成29）年7月には、「自殺総合対策大綱」が自殺の実態を踏まえて見直され、「地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有する地方公共団体は、大綱及び地域の実情等を勘案して、地域自殺対策計画を策定する。国民一人ひとりの身近な行政主体として、国と連携しつつ、地域における各主体の緊密な連携・協働に努めながら自殺対策を推進する。」とされました。

山梨県においては、2012（平成24）年に「山梨県自殺防止対策行動指針」を、2016（平成28）年には「山梨県自殺対策推進計画」を策定し、自殺対策に関する具体的な施策を展開しています。

本町においても、このような状況を踏まえ、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、富士河口湖町自殺対策推進計画を策定します。

2 計画の性格と位置付け

本計画は、2016（平成28）年に改正された「自殺対策基本法」第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」として、2017（平成29）年に見直された「自殺総合対策大綱」の方針を踏まえて策定するものであり、本町における自殺対策関連施策の具体的な展開を示すものです。

また、本計画は「富士河口湖町総合計画」を上位計画とし、「富士河口湖町健康のまちづくり計画」をはじめとするその他関連計画との整合性及び連携を図りながら推進していきます。

3 計画の期間

「自殺総合対策大綱」がおおむね5年を目途に見直すとされていることを踏まえ、本計画の期間は、2018（平成30）年度から2022（平成34）年度までの5年間とします。

なお、「自殺対策基本法」又は「自殺総合対策大綱」の改正、その他社会情勢の変化等が生じた場合は、適宜必要な見直しを行うこととします。

第2章 自殺の現状と課題

1 統計データに見る現状

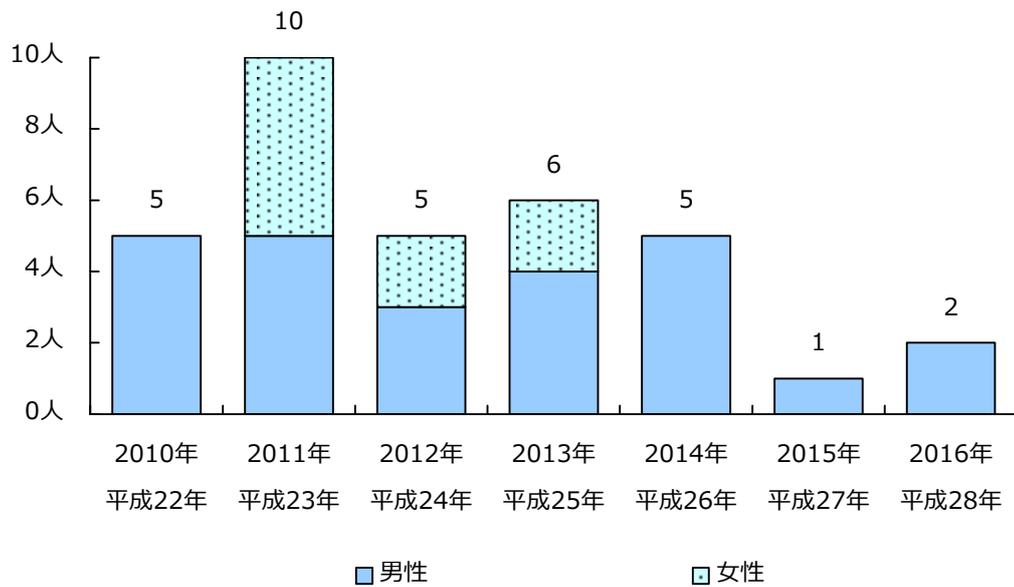
(1) 自殺者数（住所地）

富士河口湖町に住所を有していた自殺者は、過去7年間は年間10人以下で推移し、2016（平成28）年は2人となっています。

(人)

	2010年 平成22年	2011年 平成23年	2012年 平成24年	2013年 平成25年	2014年 平成26年	2015年 平成27年	2016年 平成28年
男性	5	5	3	4	5	1	2
女性	0	5	2	2	0	0	0
合計	5	10	5	6	5	1	2

資料：地域における自殺の基礎資料（内閣府）



資料：地域における自殺の基礎資料（内閣府）

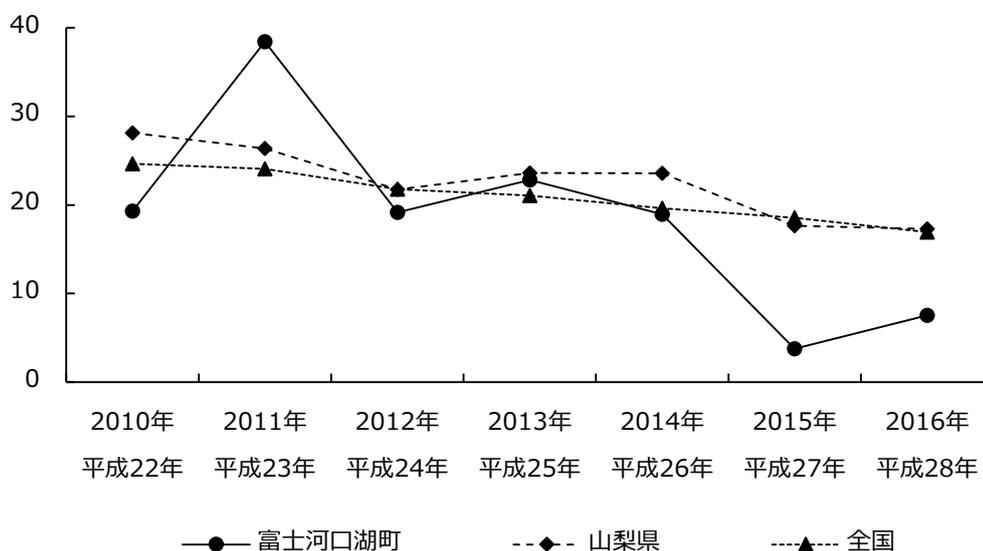
(2) 自殺死亡率（住所地）

自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）は、増減を繰り返していますが、2016（平成28）年は7.54と、全国及び山梨県を下回っています。

（人口10万対）

	2010年 平成22年	2011年 平成23年	2012年 平成24年	2013年 平成25年	2014年 平成26年	2015年 平成27年	2016年 平成28年
富士河口湖町	19.31	38.45	19.15	22.81	18.96	3.77	7.54
山梨県	28.12	26.38	21.74	23.61	23.56	17.65	17.30
全国	24.66	24.06	21.78	21.06	19.63	18.57	16.95

資料：地域における自殺の基礎資料（内閣府）



資料：地域における自殺の基礎資料（内閣府）

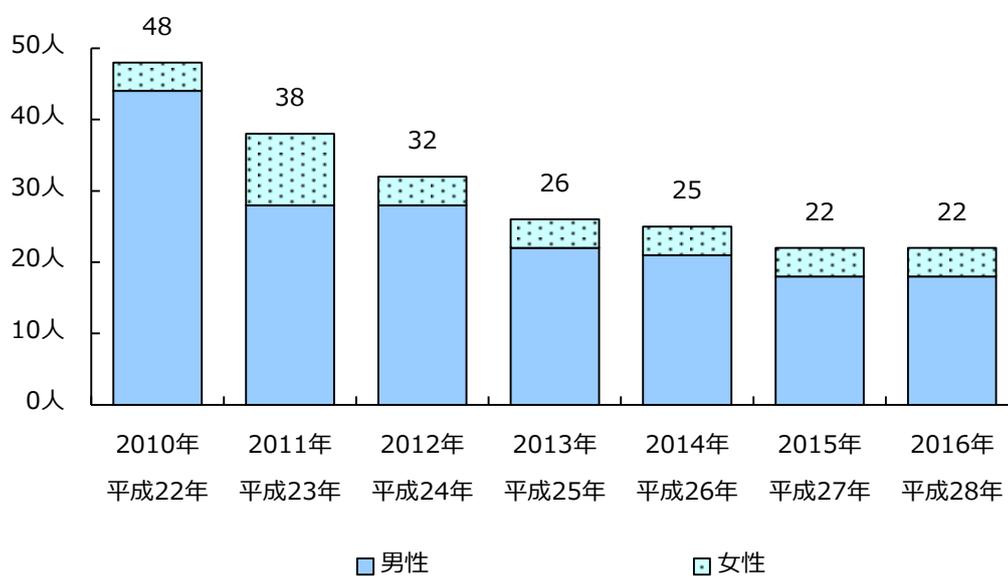
(3) 自殺者数（発見地）

富士河口湖町内で発見された自殺者は、過去7年間は減少傾向にあり、2016（平成28）年は22人となっています。

（人）

	2010年 平成22年	2011年 平成23年	2012年 平成24年	2013年 平成25年	2014年 平成26年	2015年 平成27年	2016年 平成28年
男性	44	28	28	22	21	18	18
女性	4	10	4	4	4	4	4
合計	48	38	32	26	25	22	22

資料：地域における自殺の基礎資料（内閣府）



資料：地域における自殺の基礎資料（内閣府）

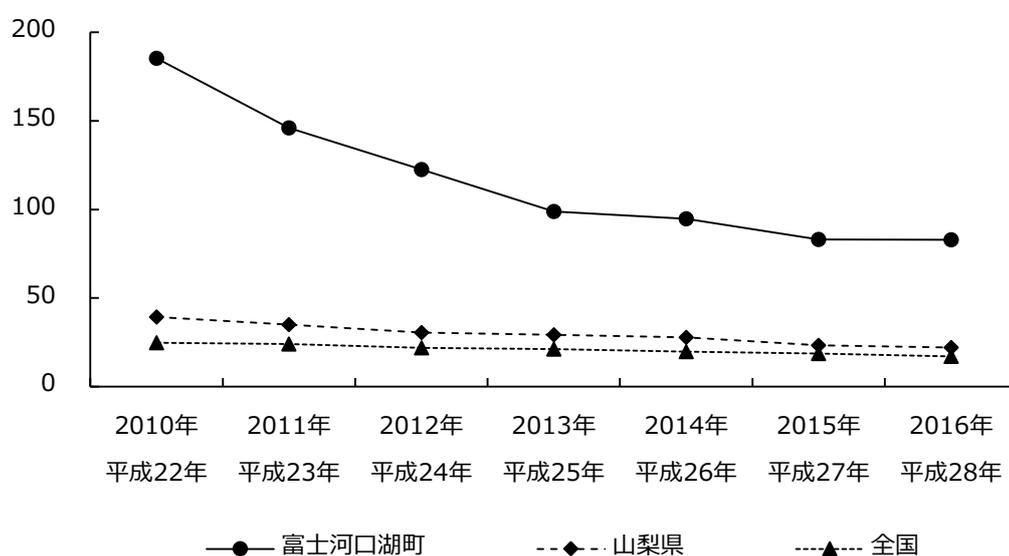
(4) 自殺死亡率（発見地）

自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）は、過去7年間は減少傾向にあります。2016（平成28）年は82.92と、全国及び山梨県を大きく上回っています。

（人口10万対）

	2010年 平成22年	2011年 平成23年	2012年 平成24年	2013年 平成25年	2014年 平成26年	2015年 平成27年	2016年 平成28年
富士河口湖町	185.35	146.10	122.56	98.84	94.80	83.01	82.92
山梨県	39.23	34.98	30.50	29.29	27.85	23.38	22.12
全国	24.66	24.06	21.78	21.06	19.63	18.57	16.95

資料：地域における自殺の基礎資料（内閣府）



資料：地域における自殺の基礎資料（内閣府）

2 地域自殺実態プロフィール

自殺対策計画に必要とされる、地域の実態の分析および地域特性（地域の課題）の把握のための「地域自殺実態プロフィール」では、以下のような本町の特性や課題が示されています。

- 本町の自殺者数は2012（平成24）年～2016（平成28）年で合計19人（男性15人、女性4人）となっている。
- 20歳～39歳の男性の自殺が多くなっている。
- 無職者の自殺の割合が高くなっている。
- 本町で発見された自殺者数は2012（平成24）年～2016（平成28）年で合計127人（男性107人、女性20人）となっている。

3 アンケート調査結果

(1) 調査概要

①調査設計

調査対象：富士河口湖町内に在住する18歳以上の方

調査方法：郵送配布・郵送回収

抽出方法：無作為抽出

調査期間：平成29年12月8日（金）から平成29年12月25日（月）まで

②回収結果

発送数：2,000票

回収数：724票

有効回収数：724票

有効回収率：36.2%

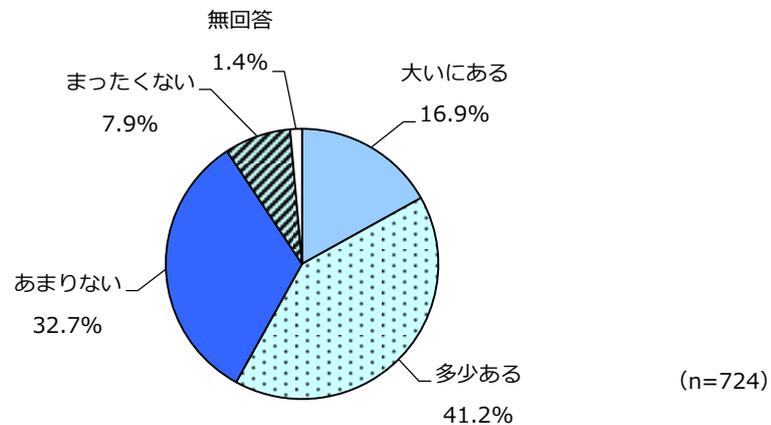
③調査結果を見る際の注意点

- ◎ 基数となるべき実数は調査数 n として記載しています。
- ◎ 比率はすべて百分率で表し、小数点以下第2位を四捨五入しています。
そのため、百分率の合計が100%にならないことがあります。
- ◎ 複数回答可能な設問の場合、回答比率の合計が100%を超えることがあります。

(2) 調査結果 (抜粋)

①この1ヶ月間に不満、悩み、苦勞、ストレスなどがあったか

問 あなたは、この1ヶ月間に日常生活で不満、悩み、苦勞、ストレスなどがありましたか。 (○は1つ)

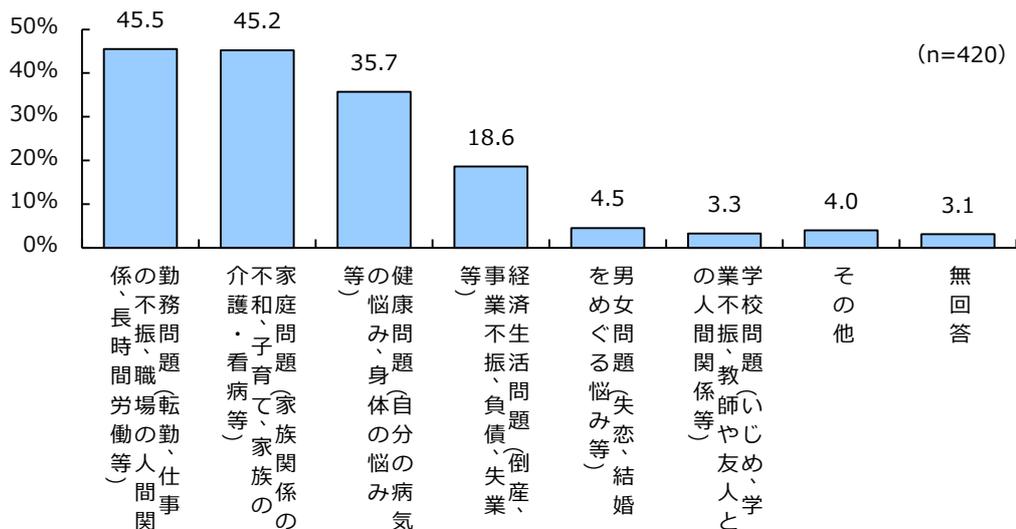


「大いにある」が16.9%、「多少ある」が41.2%、「あまりない」が32.7%、「まったくない」が7.9%となっています。

②不満、悩み、苦勞、ストレスなどの原因

前問で、「1 大いにある」、「2 多少ある」と回答した方にお聞きします。

問 それは、どのような事柄が原因ですか。 (あてはまる番号全てに○)

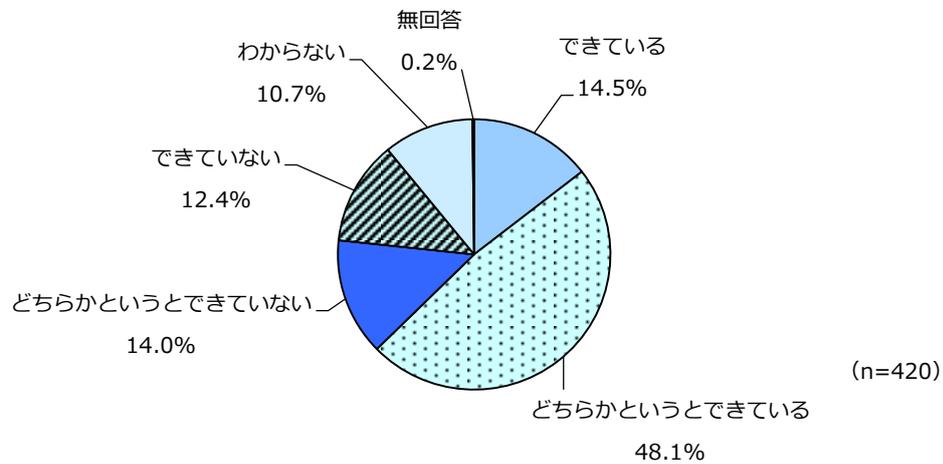


「勤務問題 (勤務不振、職場の人間関係、長時間労働等)」が45.5%と最も多く、次いで「家庭問題 (家族関係の不和、子育て、家族の介護・看病等)」が45.2%、「健康問題 (自分の病気の悩み、身体の悩み等)」が35.7%などとなっています。

③不満、悩み、苦労、ストレスなどを対処できていると思うか

前問で、「1 大いにある」、「2 多少ある」と回答した方にお聞きします。

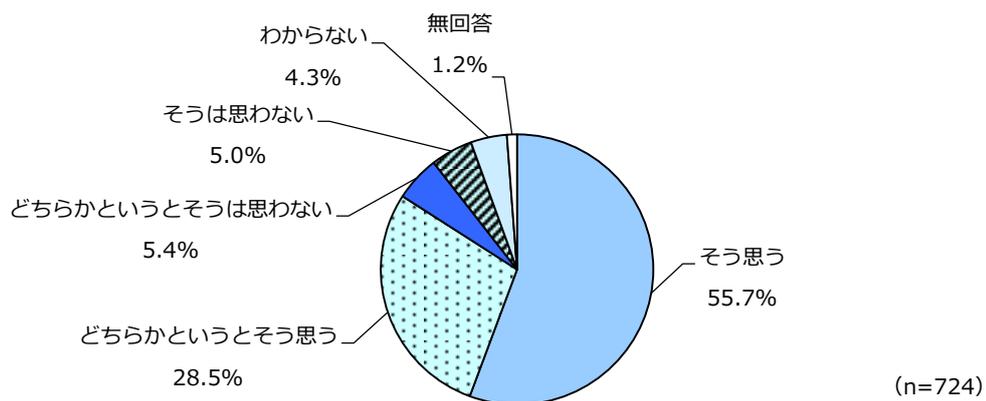
問 そのような不満、悩み、苦労、ストレスなどについて、自分なりに対処できていると思いますか。 (○は1つ)



「どちらかというのできている」が48.1%と最も多く、次いで「できている」が14.5%、「どちらかというのできていない」が14.0%などとなっています。

④不満や悩みなどを受け止め、耳を傾けてくれる人はいると思うか

問 あなたの不満や悩み、つらい気持ちを受け止め、耳を傾けてくれる人はいると思いますか。 (○は1つ)



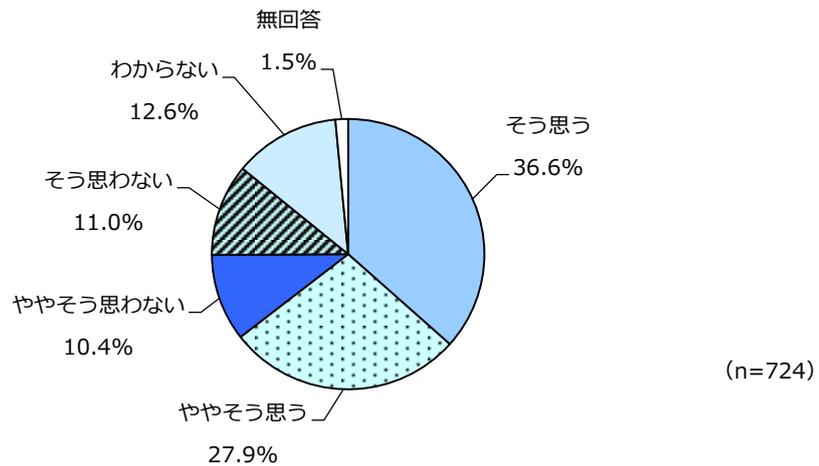
「そう思う」が55.7%と最も多く、次いで「どちらかというそう思う」が28.5%、「どちらかというそうは思わない」が5.4%などとなっています。

⑤自殺は、その多くが社会全体の取り組みで防ぐことができる問題だと思うか

問 あなたは、自殺についてどのように思いますか。次のaからeのそれぞれについて、あなたの考えに最も近いものに○をつけてお答えください。

(○はそれぞれ1つ)

e 自殺は、その多くが社会全体の取り組みで防ぐことができる問題だと思う

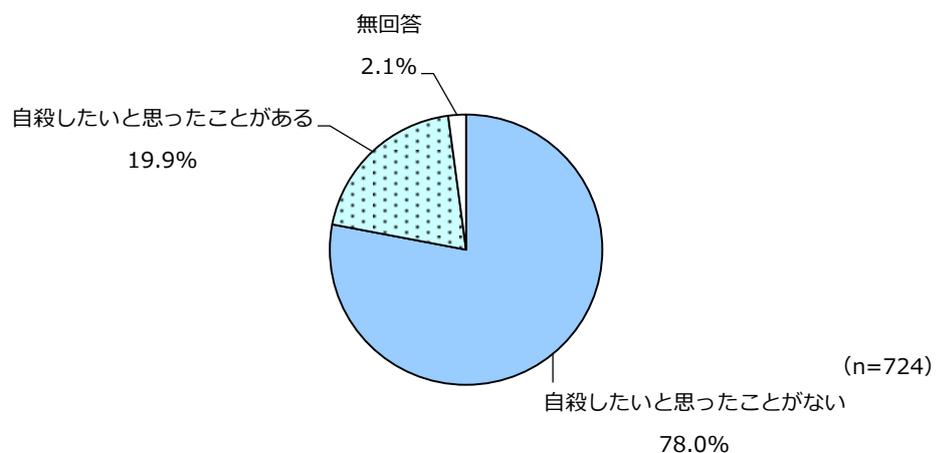


「そう思う」が36.6%と最も多く、次いで「ややそう思う」が27.9%、「そう思わない」が11.0%などとなっています。また「わからない」が12.6%となっています。

⑥本気で自殺を考えたことがあるか

問 あなたは、これまでの人生のなかで、本気で自殺したいと考えたことがありますか。

(○は1つ)

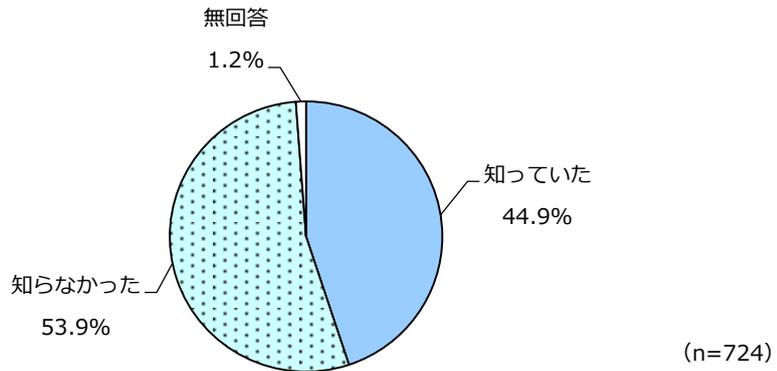


「自殺したいと思ったことがない」が78.0%、「自殺したいと思ったことがある」が19.9%となっています。

⑦多くの方が自殺で亡くなっていることの認知状況

問 日本の自殺者数は長い間、毎年3万人を超えていました。この数年は3万人を下回っていますが、平成28年においても2万人以上の方が亡くなっています。あなたは、毎年このように多くの方が自殺で亡くなっていることを知っていましたか。

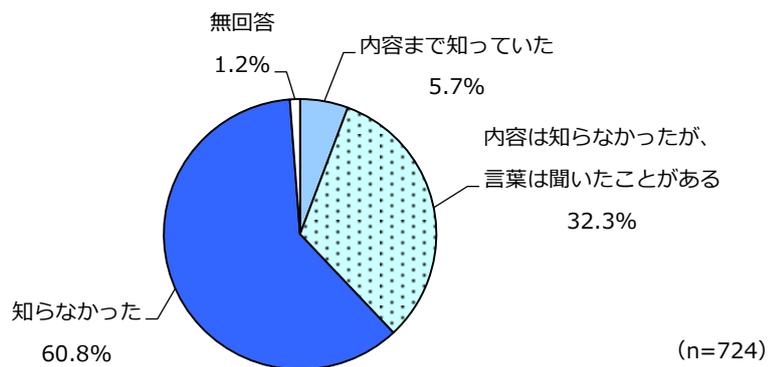
(○は1つ)



「知っていた」が44.9%、「知らなかった」が53.9%となっています。

⑧「自殺予防週間／自殺対策強化月間」の認知状況

問 自殺対策基本法では、9月10日から16日を「自殺予防週間」、3月を「自殺対策強化月間」として、重点的に自殺対策を推進するよう定めています。あなたは、「自殺予防週間／自殺対策強化月間」について知っていましたか。(○は1つ)

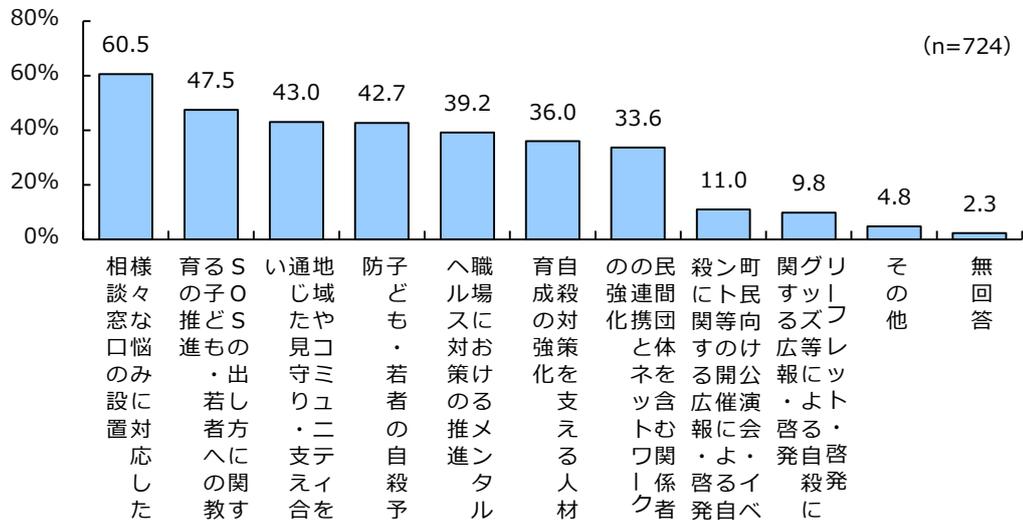


「内容まで知っていた」が5.7%、「内容は知らなかったが、言葉は聞いたことがある」が32.3%、「知らなかった」が60.8%となっています。

⑨今後必要になると思う自殺対策

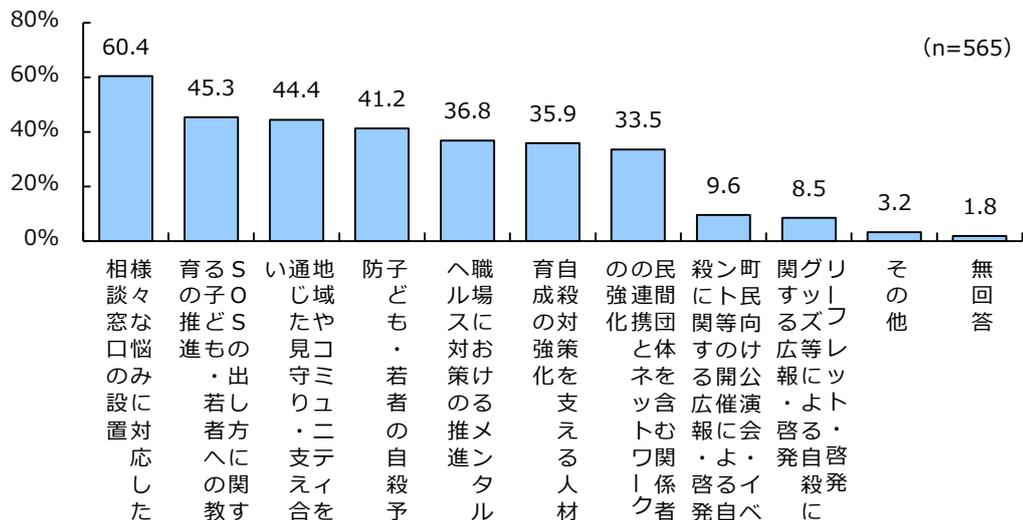
問 今後求められるものとして、どのような自殺対策が必要になると思いますか。

(あてはまる番号全てに○)



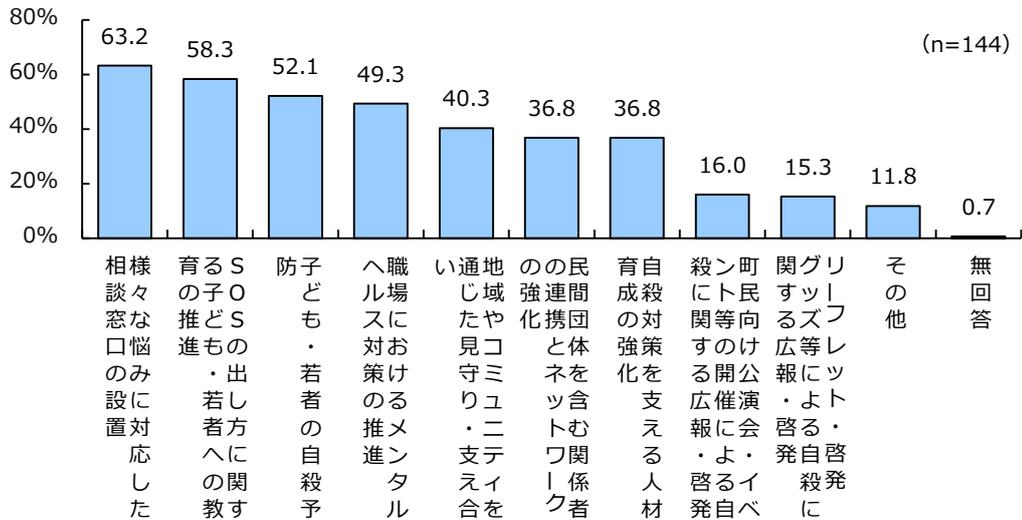
「様々な悩みに対応した相談窓口の設置」が60.5%と最も多く、次いで「SOSの出し方に関する子ども・若者への教育の推進」が47.5%、「地域やコミュニティを通じた見守り・支え合い」が43.0%などとなっています。

【参考】⑥で「自殺したいと思ったことがない」と回答した方



「様々な悩みに対応した相談窓口の設置」が60.4%と最も多く、次いで「SOSの出し方に関する子ども・若者への教育の推進」が45.3%、「地域やコミュニティを通じた見守り・支え合い」が44.4%などとなっています。

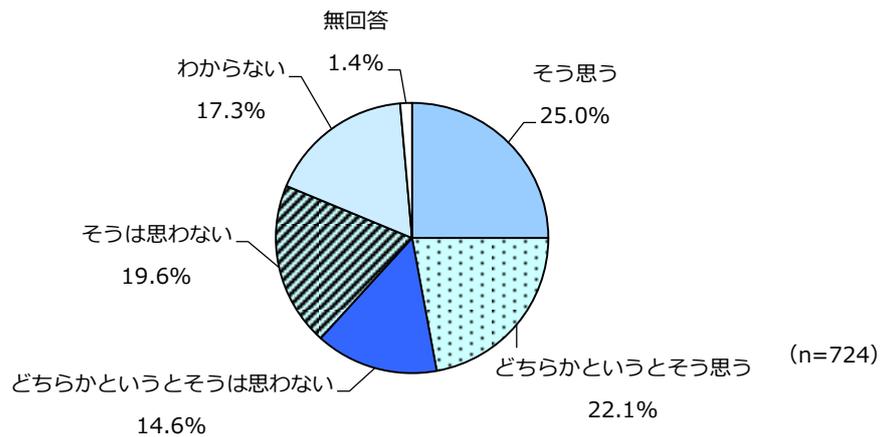
【参考】⑥で「自殺したいと思ったことがある」と回答した方



「様々な悩みに対応した相談窓口の設置」が63.2%と最も多く、次いで「SOSの出し方に関する子ども・若者への教育の推進」が58.3%、「子ども・若者の自殺予防」が52.1%などとなっています。

⑩自殺の問題は自分自身に関わることだと思うか

問 自殺の問題は自分自身に関わることだと思いますか。あなたの考えをお答えください。(○は1つ)



「そう思う」が25.0%と最も多く、次いで「どちらかというと思う」が22.1%、「そうは思わない」が19.6%などとなっています。

4 自殺対策の課題

(1) 子ども・若者を対象とした自殺対策の推進

20歳～39歳の自殺者の割合が高いことから、若年層の自殺対策を推進することが課題となっています。若者特有の悩みを相談しやすい環境の整備や、社会全体で若者の自殺率を低減させる取組など、若者を対象とした自殺対策が必要であることがわかります。

(2) 無職者・失業者や生活困窮者を対象とした自殺対策の推進

自殺者のなかでも無職者の割合が高いことから、無職者・失業者や生活困窮者への自殺対策を推進することが課題となっています。無職者・失業者や生活困窮者が気軽に相談できる体制の充実や、生活支援の充実が必要であることがわかります。

(3) ハイリスク地対策の推進

富士河口湖町在住ではない人の自殺者数が多いことから、ハイリスク地対策が課題となっています。自殺を未然に防ぐためのパトロールや監視などの取組が必要であることがわかります。

(4) 自殺対策に関する理解の促進

アンケート調査における「自殺は、その多くが社会全体の取り組みで防ぐことができる問題だと思うか」という質問において、『そう思わない』と答えた人が21.4%います。また、「多くの方が自殺で亡くなっていること」について「知っていた」と答えた人は44.9%と半数以下となっています。自殺の現状や自殺対策に関する理解の促進が重要であることがわかります。

(5) 相談窓口体制の充実

アンケート調査における「今後必要になると思う自殺対策」という質問において、「様々な悩みに対応した相談窓口の設置」が60.5%と最も多くなっています。相談窓口体制の充実が求められていることがわかります。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

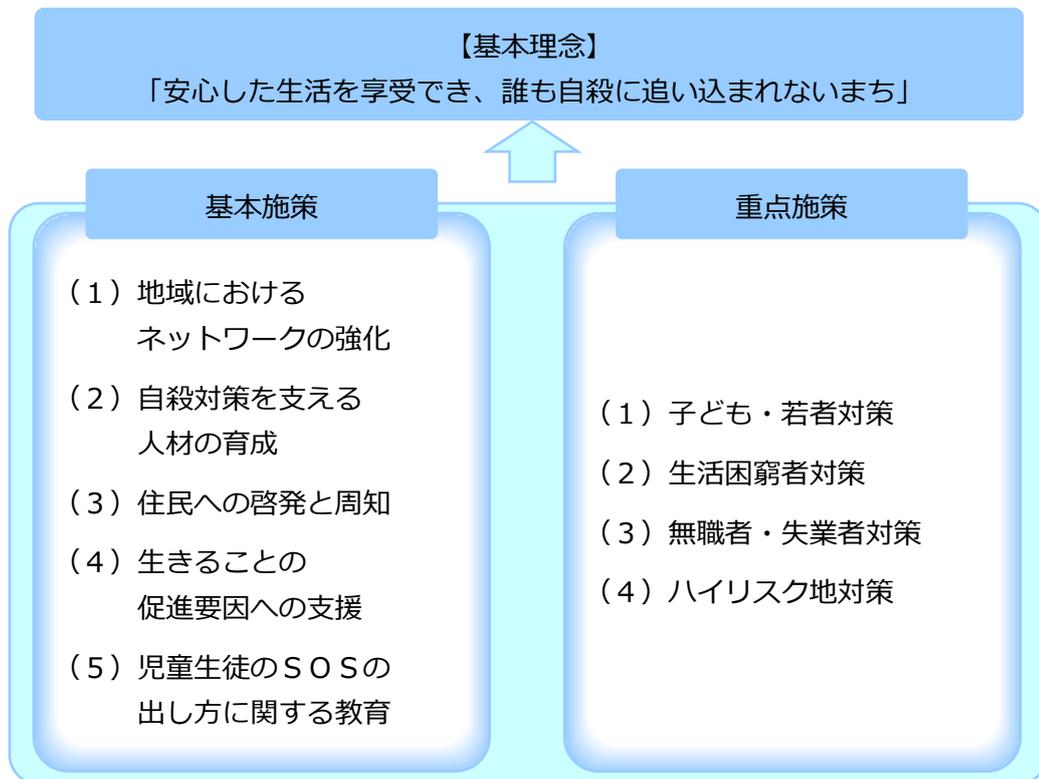
「自殺総合対策大綱」においては「いのち支える自殺対策」という理念を前面に打ち出し、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指しています。また、「自殺は、その多くが追い込まれた末の死である」「年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている」「地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する」という3つの基本認識を示しています。

本町の総合計画における福祉分野に関連する目標として「人と地球にやさしいまち」があります。ここでは、安心して生活できる環境を住民がどこにいても、どんな状況であっても享受できる機会が得られるまちづくりの推進が掲げられています。

自殺総合対策大綱、富士河口湖町総合計画の考え方から、計画の基本理念を以下のものとします。

「安心して生活を享受でき、誰も自殺に追い込まれないまち」

2 施策の体系



3 数値目標

自殺総合対策大綱において、国は2026（平成38）年までに自殺死亡率を30%以上減少させることを目標としています。本町においては、国の考え方、2012（平成24）年から2016（平成28）年の5年間の自殺者数（住所地、発見地）を踏まえ、以下を数値目標として設定します。

	現状 (2012（平成24）年～ 2016（平成28）年)	目標 (2018（平成30）年～ 2022（平成34）年)
自殺者数（住所地）	19人	13人以下（30%以上減）
自殺者数（発見地）	127人	88人以下（30%以上減）

第4章 自殺対策の取組

1 基本施策

(1) 地域におけるネットワークの強化

誰も自殺に追い込まれることのない地域社会を実現していくためには、町、関係団体、事業所、町民等の様々な主体が連携・協力し、総合的に自殺対策を推進していくことが必要です。そのためには、地域の様々な主体の役割を明確化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築し、地域におけるネットワークを強化し、様々な領域で積極的に自殺対策に参画できる環境を整備していかなければなりません。

①地域の様々な主体の連携・協働の仕組みの構築

町、関係団体、事業所、町民等の各主体の役割を明確化し、相互の連携・協働の仕組みを構築します。

【主な事業】

- ◎ 町、関係団体、事業所、町民等の様々な主体の役割の明確化
- ◎ 民生委員・児童委員月例定例会における連携、協働の構築
- ◎ 国、県との連携の強化
- ◎ 自殺対策に関わる様々な主体の連携のコーディネート
- ◎ 自殺対策に関わる検討会・対策会議等の開催

(2) 自殺対策を支える人材の育成

自殺の背景には様々な悩みや生活上の困難があり、そのような問題に対して早期の「気づき」が重要となります。「気づき」ができ、適切な支援につなげることができる人材をいかに育成・確保していくかが課題となっています。行政機関だけではなく、関係機関、事業所、地域住民等様々な主体に対し、研修会等を通じた人材育成を図ります。

①様々な職種を対象とする研修

町職員、医療関係者、民生委員児童委員等を対象に、研修会やゲートキーパー講座を開催します。

【主な事業】

- 自殺対策研修の実施
- ゲートキーパー講座の実施

②一般住民を対象とする研修

県やNPOが実施する研修会や講習会についてのPRを一般住民に対して行います。

【主な事業】

- 県やNPOが実施する研修会や講習会に関するPR活動の実施

③関係者間の連携調整を担う人材の育成

自殺対策に関わる地域の体制づくりのリーダーを育成するための、町職員や保健師等で構成される研究会や勉強会を立ち上げます。

【主な事業】

- 自殺対策に関わる地域のリーダーを育成するための職員・保健師等で構成される研究会・勉強会の立ち上げ

④寄り添いながら伴走型支援を担う人材の育成

相談支援等を通じて把握した自殺ハイリスク者に対して、専門の担当者が個別のフォローを行う、寄り添い型支援に対応できる人材の育成を図ります。

【主な事業】

- 相談支援を通じて、専門の担当者が個別のフォローを行う寄り添い型支援に対応できる人材の育成

(3) 住民への啓発と周知

自殺は「誰にでも起こり得る危機」となっていますが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくいという現実があるため、そのような心情や背景に対して理解を深めることが重要です。危機に陥った場合、誰かに助けを求めることが適当であること、また危機に陥っている人がいるかもしれないということ等、自殺に対する正しい認識を普及させていくことが必要です。

①リーフレット・啓発グッズ等の配布

住民が自殺に対する正しい理解を得られるように、国や県で作成したリーフレットを地域組織などを通じて地域住民に配布します。また、自殺対策に関するポスターを関係機関や民間事業所に掲示してもらえよう依頼します。

【主な事業】

- ◎ 地域組織と連携した、地域住民への配布
- ◎ 自殺対策に関わるポスターの掲示依頼

②メディアを活用した啓発

自殺対策やこころの健康に関する正しい知識を広く住民に伝えるためには、新聞やテレビ等のメディアを活用した広報が効果的です。地元ケーブルテレビ局や地方新聞等と連携した広報活動を行います。

【主な事業】

- ◎ 地元ケーブルテレビと連携した啓発活動の実施

(4) 生きることの促進要因への支援

自殺対策は、自殺につながる要因を減らす取組だけではなく、生きることの促進要因を増やす取組も合わせて実施していくことが必要です。

自殺リスクの高い自殺未遂者や精神障害者への支援は自殺者を減少させるための優先的課題であるといえます。また、自殺対策は自殺が起きた後の対応も重要であり、自死遺族に対する支援も必要です。更に、普段からの自殺リスクを低減できるような相談支援体制の充実も重要といえます。

①居場所づくり活動

孤立の恐れのある人、性犯罪・性暴力の被害者、生活困窮世帯の子ども等を対象とした居場所づくりを進めます。

【主な事業】

- ◎ 地域において年代を問わず、気軽に地域住民と交流できる場の整備
- ◎ 性犯罪・性暴力に関する民間支援団体との連携
- ◎ 引きこもり状態にある人の社会参加につながる居場所づくり

②自殺ハイリスク者への支援

自殺未遂者に対して、救急医療機関と行政だけではなく、警察や消防、地域のかかりつけ医等と連携した重層的・包括的な支援を行います。また、精神障害者に対しては、閉じこもりの防止や日中活動の機会提供を目的とした相談や助言を行います。

【主な事業】

- ◎ 警察・消防・医療機関との連携による自殺未遂者支援体制のネットワーク化
- ◎ 自殺未遂者への適切な対応に関する知識を得るための研修の実施
- ◎ 精神障害者社会復帰相談支援事業の実施

③遺された人への支援

自死遺族に対して、相続や行政手続きに関する支援だけでなく、自死に対する偏見により不利益を被らないように支援を行います。また、子どもの自死に関しては、周囲の子どもたちの心理的ケアを含めた支援を行います。

【主な事業】

- ◎ 自死遺族に対応した相談窓口の充実や自死遺族の交流会等の開催
- ◎ 学校との連携を強化し、自殺が起きた際の事後対応マニュアルの作成やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの設置

④相談支援体制の充実

普段からの悩みや困り事等の相談を気軽に地域で行える体制の整備を行います。また、メンタルヘルスに関するチェックを気軽に行える環境の整備や、潜在的な自殺リスクを抱える人を早期発見できる支援も行います。

【主な事業】

- ◎ セルフメンタルチェック「こころの体温計」の周知
- ◎ 地域における様々な悩みや困り事に関する相談体制の整備
- ◎ 重複多受診者訪問指導の実施
- ◎ 特定健診受診者等に対するうつチェックアンケートやメンタルヘルスチェックの実施

(5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

様々な困難やストレスの対処法を身につけるため、SOSの出し方に関する学校教育を実施することは、自殺対策において重要です。困難やストレスに直面した際の対応能力を高めるため、こころの健康に関する正しい知識と対処方法に関する教育を、教育機関と連携して実施していく必要があります。

① SOSの出し方に関する教育の実施

学校教育において、こころの健康やSOSの出し方、困難に直面した際の対処方法に関する教育を実施します。

【主な事業】

- ◎ SOSの出し方等に関する教育の実施

2 重点施策

(1) 子ども・若者対策

子ども・若者の抱える悩みは多種多様であり、ライフスタイルや生活の場、更にはライフステージに応じた対策が求められます。

児童・生徒及び学生は、家庭、地域、学校が主な生活の場となっており、教育機関や児童福祉関係機関による対策が主となりますが、十代後半からは就労に関する問題も生じてきます。そのため、保健・医療・福祉・教育・労働等の様々な分野の機関と連携した取組が重要です。

①いじめを苦しめた子どもの自殺の予防

「いじめは決してゆるされないことである」という認識を子どもに啓発するとともに、いじめの早期発見・早期対応が可能な体制を関係機関との連携により構築します。

【主な事業】

- 「山梨県いじめの防止等のための基本的な方針」の考え方や内容の周知・啓発
- 「いじめ・不登校ほっとライン」等の相談機関の周知
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門職派遣によるいじめ防止体制の強化

②若者の抱えやすい課題に着目した学生・生徒等への支援の充実

人間関係や進路、家庭内の問題等の多岐にわたる学生・生徒の悩みに対応できるよう、養護教諭をはじめとする学校における相談体制の充実を図るとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門職の派遣や、地域の児童福祉機関との連携を強化します。

【主な事業】

- 教育機関内における気軽に相談できる体制の整備
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門職の派遣
- 地域における児童福祉機関との連携強化
- 人権擁護委員による人権教室の実施

③経済的困難を抱える子ども等への支援の充実

自殺のリスクを高める要因となり得る、生活困窮世帯が抱える様々な問題に対応するために、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づいて実施される施策を、子どもや若者の自殺を予防する対策として実施していきます。

【主な事業】

- 子育て家庭に対する児童手当等の経済的支援の充実
- N P O等と連携した食材等による支援の実施

④ I C Tを活用した若者へのアウトリーチの強化等

インターネット等の I C Tを活用した子ども・若者向けの情報発信や啓発活動を行います。

【主な事業】

- インターネットを活用した自殺に対する啓発活動の実施

⑤若者自身が身近な相談者になるための取組

支援機関の相談窓口だけではなく、友人等の身近な存在が悩みの相談者となれるよう、悩みへの「気づき」や対応ができる仕組みづくりを進めます。

【主な事業】

- 若者が主体の自殺に対する取組を行う検討会の開催

⑥社会全体で若者の自殺のリスクを低減させるための取組

引きこもり状態にある若者やその家族を支援するための相談窓口の充実を行うとともに、若者無職者に対して公共職業安定所（ハローワーク）等と連携した職業的自立に関する支援を行います。また、育児世代に対するメンタルヘルス支援も展開します。

【主な事業】

- 引きこもり状態にある若者を対象とした相談窓口の充実
- 公共職業安定所（ハローワーク）等と連携した職業的自立支援
- 子育てに対する相談支援の充実
- 出産後の母親に対するうつスクリーニングの実施

(2) 生活困窮者対策

生活困窮の背景には、虐待、性犯罪・性暴力被害、依存症、性的マイノリティ、障害、被災避難、介護、多重債務、労働等の多様かつ広範な問題を複合的に抱えていることが多いため、重層的・包括的な支援が必要となります。

生活困窮者自立支援制度に関する事業を展開するとともに、自殺リスクを抱える人を早期に発見し、支援につなげることができるよう、生活困窮者自立支援担当部門と自殺対策担当部門をはじめ、警察や司法、民間団体等と連携した対応が重要です。

①相談支援、人材育成の推進

保健・福祉・医療・労働・教育・司法・警察等関係機関、民間団体等によるネットワークづくりを推進し、情報共有や対策検討会議を実施し、相談支援や自殺対策に必要な人材育成を行います。

【主な事業】

- ◎ 各種関係機関、関係団体との連携を通じたネットワークづくり
- ◎ 生活困窮者に対応した相談窓口の設置

②自殺対策と生活困窮者自立支援制度との連動

生活困窮者自立支援担当部門と自殺対策担当部門との連携強化を通じて、生活困窮者自立支援制度と自殺対策を連動した施策展開を図ります。

【主な事業】

- ◎ 生活困窮者自立支援担当部門と自殺対策担当部門との連携強化
- ◎ 県、関係団体との連携強化
- ◎ ワンストップサービスによる生活困窮者支援の実施
- ◎ 民間の子ども食堂との連携

(3) 無職者・失業者対策

勤労世代の無職者は有職者に比べて自殺のリスクが高くなっています。また、就労や経済的な問題だけでなく、疾病や障害、人間関係など、就労・経済以外の問題を抱えている場合があるため、様々な問題に対応した支援が必要となります。

自殺リスクの高い無職者・失業者を早期に把握し、多職種、多分野で支える支援体制の構築が課題となります。

①失業者等に対する相談窓口等の充実

公共職業安定所（ハローワーク）等と連携した就労支援窓口におけるきめ細やかな職業相談を実施するとともに、失業による心の悩みや生活上の問題に関する相談にも対応します。

【主な事業】

- ◎ 公共職業安定所（ハローワーク）等と連携した職業相談の充実
- ◎ 失業者に対するこころの健康や生活上の悩み相談の充実

②職業的自立へ向けた若者への支援の充実

若者の職業的自立を促進するため、全国173か所に設置されている「地域若者サポートステーション」等との連携を行うとともに、町内事業所との就労に関する情報共有を図ります。

【主な事業】

- ◎ ぐんない若者サポートステーションとの連携
- ◎ 町内事業所との就労に関する情報共有の実施

(4) ハイリスク地対策

本町においては、富士山原生林及び青木ヶ原樹海をはじめとするハイリスク地を有するため、県内でも自殺率が高くなっています。

山梨県や国と連携した声掛けやパトロールをはじめとする水際対策を行うとともに、地域のイメージアップを図ることで、自殺対策を推進していく必要があります。

①関係者によるパトロールや監視カメラの使用

山梨県や国、警察、消防等の関係機関と連携し、声掛けやパトロールを実施します。また、監視カメラの設置により、水際対策の充実を図ります。

【主な事業】

- ◎ 関係機関と連携した声掛け、パトロールの実施
- ◎ 監視カメラの設置

②自殺念慮者が援助を求めやすくなるような取組

自殺念慮者が援助を求めやすくなるように、援助を求めるように促す看板を設置し、相談支援へとつなげます。

【主な事業】

- ◎ 援助を求めるように促す看板の設置
- ◎ 自殺念慮者を対象とした相談体制の整備

③イメージアップ施策の推進

自殺念慮者が自殺のためにハイリスク地を訪れることがないよう、心身の健康づくりを推進するエコツアーの開催等を通じて、地域のイメージアップを図ります。

【主な事業】

- ◎ 健やか樹海ウォーキング等のエコツアーの開催
- ◎ イメージアップビデオの作成

第5章 計画の推進体制

1 計画の評価・検証

本計画は、自殺対策推進計画策定委員会及び庁内検討委員会による評価・検証を行い、事業展開に反映させていきます。また、施策の進捗状況や地域の自殺対策の特徴等を把握・検証し、改善する仕組み（PDCAサイクル）を確立し、効果的・効率的に計画を推進していきます。

2 県・近隣自治体・町民・関係団体・事業所等との連携

本計画の推進にあたっては、健康増進課や教育委員会等の庁内関係各課との連携を図るとともに、山梨県、近隣自治体、町民、関係団体、事業所等との連携も図りながら、重層的・包括的な取組を推進します。

3 取組主体ごとの役割

本計画の推進にあたっては、町、町民、事業主、自殺対策関係機関の役割を明確にした上で、相互に連携・協力した自殺対策を推進していく必要があります。

（1）町の役割

本計画における基本理念の実現のために、自殺に対する現状を把握し、町の状況に応じた自殺対策を総合的かつ計画的に策定し、実施していきます。また、自殺対策の策定及び実施にあたっては、山梨県や国、町民等と連携して取り組んでいきます。

（2）町民の役割

本計画における基本理念の実現のために、自殺対策に関心と理解を深めるとともに、町が実施する自殺対策に関する活動に協力するよう努めます。また、自らこころの健康の保持のための取組を積極的に行うとともに、一人ひとりが自殺対策の担い手になれるよう努めます。

(3) 事業主の役割

本計画における基本理念の実現のために、雇用する労働者のこころの健康の保持に向けて必要な措置を講ずるよう努めます。また、自殺対策に取り組む当事者としての意識を持ち、自殺対策に関心と理解を深めるとともに、町が実施する自殺対策に協力するようにします。

(4) 自殺対策関係機関の役割

本計画における基本理念の実現のために、それぞれの活動内容の特性に応じて自殺対策に取り組むとともに、自殺対策関係団体等相互間の連携を図るよう努めます。また、自殺対策に取り組む当事者としての意識を持ち、自殺対策に関心と理解を深めるとともに、町が実施する自殺対策に協力するようにします。

4 自殺対策に関わる調査・研究の実施

山梨県や国と連携して自殺対策に関する調査研究を推進し、情報の収集、整理、分析及び提供を行います。また、町民や関係機関等に対するヒアリングや調査を行い、計画の推進に反映させていきます。

資料

1 富士河口湖町自殺対策推進計画策定委員会要綱

(設置)

第1 富士河口湖町自殺対策推進計画（以下「計画」という。）の円滑な策定を図るため、富士河口湖町自殺対策推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定の基本的な事項に関すること。
- (2) その他計画の策定に関し、必要と認められる事項

(組織)

第3 委員会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町議会の代表
- (2) 関係団体等の代表
- (3) 識見を有する者

(任期)

第4 委員の任期は、計画の策定が終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第7 委員会の庶務は、福祉推進課において処理する。

(補則)

第8 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年1月4日から施行する。

2 富士河口湖町自殺対策推進計画策定委員会 委員名簿

役職名	氏名	所属機関・団体等
委員長	小佐野 快	富士河口湖町議会文教社会常任委員長
副委員長	三浦 洋恵	富士河口湖町民生委員児童委員協議会長
委員	平山 幸比佐	富士吉田警察署 生活安全課
委員	羽田 久	富士五湖消防本部 河口湖消防署
委員	古川 奨	健康科学大学 健康科学部 福祉心理学科
委員	大石 秀隆	富士河口湖町社会福祉協議会事務局長
委員	秋山 盛治	富士東部・保健福祉事務所 地域保健課
委員	古屋 修	富士東部・保健福祉事務所 福祉課
委員	古屋 昭八	富士河口湖町連合自治会長
委員	清水 勝也	富士河口湖町教育委員会 学校教育課
委員	渡辺 優子	富士河口湖町健康増進課
委員	高山 美恵	富士河口湖町子育て支援課

順不同・敬称略

事務局	渡辺 勇人	富士河口湖町福祉推進課長
事務局	郷田 よしみ	富士河口湖町福祉推進課長補佐
事務局	朝比奈 伸次	富士河口湖町福祉推進課 社会福祉係長
事務局	流石 和哉	富士河口湖町福祉推進課 精神保健福祉士

3 富士河口湖町自殺対策に関する条例 (平成30年富士河口湖町条例第3号)

目次

前文

第1章 総則（第1条—第10条）

第2章 自殺対策に関する基本的施策（第11条—第20条）

附則

個人の問題として認識されがちであった自殺は、社会の問題として認識されるようになってきており、年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだに続いているといえる。本町においては、自殺が多発する場所を抱えていることもあり、自殺死亡率は全国的にみて、極めて高い傾向にある。国の自殺総合対策大綱においては、「誰も自殺に追い込まれることのない社会を目指す」を基本理念として掲げており、本町においても、国、山梨県、町民、事業主、自殺対策関係団体等と連携した自殺対策に係る総合的な取り組みが急務である。

日本のシンボルである霊峰富士の北麓に位置し、豊かな自然環境に恵まれた本町で、町民及び本町を訪れる誰も自殺に追い込まれることがないよう、自殺を社会全体の問題として捉え、一人ひとりがいのちを大切にし、心身ともに健康で安心して生きることができる社会の実現を目指し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、自殺対策基本法（平成28年法律第11号。以下「法」という。）に基づき、富士河口湖町（以下「町」という。）の自殺対策の実施に関し、基本理念を定め、町民一人ひとりの心情や立場に配慮しつつ、町、町民、事業主、自殺対策関係団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策を総合的に推進し、町民一人ひとりのかけがえのないいのちの大切さを考え、共に支え合う地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 自殺者の親族等 次に掲げる者をいう。

イ 自殺者の親族

ロ 自殺未遂者の親族

ハ その他自殺者又は自殺未遂者と社会生活において密接な関係を有する者

(2) 自殺対策関係団体等 自殺の原因となり得る問題の解決のための支援又は自殺対策に関する活動を行う民間団体、医療機関、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体その他の関係者をいう。

(3) 町民等 町民、事業主及び自殺対策関係団体等をいう。

(基本理念)

第3条 自殺対策は、自殺が個人的な問題のみではなく、その背景に社会的な要因を含めた多様な要因を有することを踏まえ、町民一人ひとりが共に支え合うまちづくりと一体となった社会的な取組として実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有することを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

3 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった事後対応（自殺者の親族等に係る対応を含む。）の各段階を捉えた効果的な施策として実施されなければならない。

4 自殺対策は、町、国、山梨県、他の地方公共団体、医療機関、町民、事業主、自殺対策関係団体等との相互の密接な連携のもとに実施されなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、自殺に関する現状を把握し、町の状況に応じた自殺対策を総合的かつ計画的に策定し、実施するものとする。

2 町は、自殺対策の策定及び実施に当たっては、国、山梨県及び町民等と連携して取り組むものとする。

(町民の責務)

第5条 町民は、基本理念にのっとり、自殺対策に関心と理解を深めるよう努めるものとする。

2 町民は、自ら心の健康の保持のための取組を積極的に行うよう努めるものとする。

3 町民は、一人ひとりが自殺対策の担い手となれるよう努めるものとする。

4 町民は、町が実施する自殺対策に協力するよう努めるものとする。

(事業主の責務)

第6条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 事業主は、自殺対策に取り組む当事者としての意識を持ち、自殺対策に関心と理解を深めるよう努めるものとする。

3 事業主は、町が実施する自殺対策に協力するよう努めるものとする。

(自殺対策関係団体等の責務)

第7条 自殺対策関係団体等は、基本理念にのっとり、それぞれの活動内容の特性に応じて自殺対策に取り組むよう努めるとともに、自殺対策関係団体等相互間の連携を図るよう努めるものとする。

2 自殺対策関係団体等は、自殺対策に取り組む当事者としての意識を持ち、自殺対策に関心と理解を深めるよう努めるものとする。

3 自殺対策関係団体等は、町が実施する自殺対策に協力するよう努めるものとする。

(名誉及び生活の平穩への配慮)

第8条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びに自殺者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(自殺対策計画)

第9条 町は、自殺対策計画を定めるに当たっては、町民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

2 町は、自殺対策計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

3 前2項の規定は、自殺対策計画の変更について準用する。

4 町は、毎年、自殺対策計画に基づく自殺対策の実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

5 町は、自殺対策計画に基づく自殺対策に関する検証及びその成果の活用を図るために必要な体制の整備を行うものとする。

(財政上の措置)

第10条 町は、自殺対策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第2章 自殺対策に関する基本的施策

(町民の理解の増進)

第11条 町は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する町民の理解が深まるよう必要な施策を講ずるものとする。

(自殺対策関係団体等の活動の支援)

第12条 町は、自殺対策関係団体等が行う自殺対策に関する活動を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究の推進等)

第13条 町は、自殺対策に関して調査研究を推進し、並びに情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。

2 町は、前項の規定による調査研究の推進に当たっては、国、山梨県との連携の下に行うものとする。

(自殺の多発している場所における自殺対策の推進)

第14条 町は、国、山梨県、他の地方公共団体、自殺対策関係団体等と連携して、自殺の多発している場所において自殺のおそれがある者の発見及び保護その他の自殺対策を推進するよう努めるものとする。

(人材の確保等)

第15条 町は、自殺対策関係団体等との連携及び協力を図りつつ、自殺対策に関する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発等)

第16条 町は、職域、学校、地域等における町民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進、相談体制の整備、研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 町は、山梨県及び学校並びに町民等と連携を図りながら、自殺対策及び困難な事態に直面し、又は強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付けるための教育又は啓発を促進するものとする。

(医療提供体制の整備)

第17条 町は、医療機関と連携し、自殺のおそれのある人の早期発見に努めるとともに、必要な医療が早期かつ適正に提供される体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第18条 町は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、各種相談窓口の機能を充実させるとともに、関係機関等との連携体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等の支援)

第19条 町は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第20条 町は、自殺者又は自殺未遂者の親族等を感じる複雑な心情に配慮しつつ、偏見や誤解等により不利益を被らないよう適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

富士河口湖町自殺対策推進計画
2018（平成30）年度～2022（平成34）年度

2018（平成30）年3月
富士河口湖町

編集／富士河口湖町 福祉推進課
〒401-0392
山梨県南都留郡富士河口湖町船津1700番地

TEL:0555-72-6028
FAX:0555-72-6027
<https://www.town.fujikawaguchiko.lg.jp>